

電気通信大学 平成20年度シラバス

授業科目名	科学技術と法		
英文授業科目名	Technologies and Law		
開講年度	2008年度	開講年次	4年次
開講学期	前学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法	講義	単位数	2
科目区分	専門科目-学科専門科目-選択科目		
開講学科・専攻	人間コミュニケーション学科		
担当教官名	小菅 敏夫		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
kosuge@dhw.ac.jp	

【主題および達成目標】
情報通信技術（ICT）の与える影響、秩序ある情報化社会、ユビキタス社会を実現するのに必要な法制度や政策及び電気通信と情報に関する法制度の基本的枠組みについての学び理解を深める。

【前もって履修しておくべき科目】
なし

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
なし

【教科書等】
教科書を特に定めないが、情報通信関連の白書、法律書などを中心に資料を配布する。参考書は、レジメに掲載する。

【授業内容とその進め方】

1. 科学技術と法

はじめに 情報化社会における技術と法の関係について特にその歴史的背景と役割を述べる

2. 電気通信基本法

有線電気通信法:有線電気通信設備の設置及び使用に関する基本法

電波法:無線通信関係の基本法

3. サービス運営法

電気通信事業法:昭和60年(1985年)電気通信の大改革を進める

放送法:昭和25年制定、独占から民間放送の開始へ

4. 事業体等組織法

日本電信電話株式会社法(昭和59年)、日本電信電話公社から民営化へ

国際電信電話株式会社法(昭和28年)民営化からKDDIへ(平成12年)

通信・放送衛星機構法、宇宙開発事業団法(宇宙航空研究開発機構)

5. 国際条約

国際電気通信連合憲章・条約、アジア・太平洋電気通信共同体憲章(1977年)、国際電気通信衛星機構(INTELSAT)に関する協定(1964年)、

国際海事衛星(INMARSAT)に関する協定、海上人命安全条約、国際民間航空機関(ICAO)条約等

6. 情報の保護:情報資産、知的生産物の所有と管理に関するルール

コンピュータプログラムの法的保護、著作権法による保護、特許法による保護、データベースの法的保護、半導体チップの法的保護

7. 個人情報・プライバシーの保護

セキュリティにおける重要な課題、個人情報保護・プライバシー権の経緯、

OECD8原則、諸外国の法制度

8. 日本の保護法制度

歴史的経緯、国(ガイドライン、法律)地方自治体(条例)、民間(業界によるガイドライン)

個人情報保護法の成立へ(1988年、2003年、2005年全面施行)

個人情報保護法の骨子、実効性のある個人情報保護へ

「授業時間外の学習(予習・復習等)について

情報通信がもたらしている問題や課題について社会や世界の動きについて常に関心を持ち情報を収集し理解に勤める

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

評価方法:出席(60%以上)及び課題レポートの結果を、次のように総合評価する。

出席 50%、レポート 50%

【オフィスアワー:授業相談】

クラス終了後または、毎回の授業後に提出する質問感想用紙に記入して提出したものについては次回にフィードバックする。メールでの受付もする。

電気通信大学 平成20年度シラバス

【学生へのメッセージ】
ウイビキタス社会へ向けて羽ばたくものとしての知識と知恵とを備えた人になるためにこの科目をそのきっかけにしてほしい。

【その他】